

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和4年5月23日

支出負担行為担当官

沖縄気象台長 藤川 典久

1 当該招請の主旨

本業務については、那覇航空測候所空港気象ドップラーレーダーが性能を維持できるよう定期的に交換する部品の購入を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な装置の構成、動作の詳細を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 空港気象ドップラーレーダー装置消耗品の購入
- (2) 業務内容 (水平・垂直、カップリング・カップリングキーを含む) 駆動モーター及び(水平・垂直) 角度検出器の購入
- (3) 履行期限 令和5年3月31日(金)

3 業務目的

本業務は、那覇航空測候所空港気象ドップラーレーダーの機能を保全し、観測精度の維持を図るために実施することを目的とし、定期的に交換する部品を購入するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」及び「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 沖縄気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダーが航空機の離着陸の安全に必要となる空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関等に対する提供を行う機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。また、当該業務を実施する為の資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

本予備品の性能・機能仕様を十分に理解し、空港気象ドップラーレーダーシステム全体として所要の性能を発揮させる技術を要すること。

(4) 守秘性に関する要件

- ① 沖縄気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。
- ② 沖縄気象台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務に起因するシステムの不具合が生じた場合には、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置の製造若しくは調整業務において実績を有すること。

5 手続き

(1) 問い合わせ先

沖縄県那覇市樋川1-15-15

沖縄気象台会計課第二契約係

電話 098-833-4282 FAX 098-833-4300

(2) 説明書の交付期間、場所

令和4年5月23日から令和4年6月13日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和4年6月14日17時まで (1)に同じ

持参、郵送(書留郵便に限る)すること。

上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

(3) 一般競争方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」及び「役務の提供等」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。